



四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放臥、当該事業所に使用される他の労働者による前二号に掲げる行為と同様の行為の放臓その他これらに準ずる行為を行つこと。

五 障害者の財産を不當に処分することその他の障害者から不當に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障

害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他の関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 國及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障

害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るために、関係機関の職員の研修等必要な指標を講ずるよう努めなければならない。

3 國及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障

害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行つものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、國及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動及び支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 義務による障害者虐待の防止、  
(義務による障害者虐待に係る通報等)

第七条 義務による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ)を受けた障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法(明治四十一年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らさなければならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。)との対応について協議を行つものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合は、当該

は前項に規定する事務を従事する職員をして、当該事務を所掌する部局その他の関係機関は、

により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者

の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該職員は、その身分を

あると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させる等、適切に身体障害者

又は精神障害者を一時的に保護するための施設(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の四若しくは第十六条第一項第一号の規定によ

る。当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)及び知的障害者福祉法にいう知的障害者以下「知的障害者」といふ)以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第一号の規定を適用する。

3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者として、身体障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第十六条第一項第一号の規定を適用する。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に對し援助を求めるべきである。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官、同項の職務の執行を援助するため必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第四百三十六号)その他の法令の定めによつて、当該警察官に、同項の職務の執行を行つた。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に對し援助を求めるべきである。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官、同項の職務の執行を行つた。

(立入調査)

第十一條 市町村長は、養護者による障害者虐待

により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者

の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該

職員は、その身分を

示す証明書を携帯し、関係者の請求があるとき

は、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問

を行う場合は、犯罪調査のために認めたも

のと解釈してはならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問

を行う場合は、犯罪調査のために認めたも

のと解釈してはならない。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問

を行う場合は、犯罪調査のために認めたも

のと解釈してはならない。

3 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に對し援助を求めることができる。

2 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に對し援助を求めることができる。

3 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に對し援助を求めることができる。



